

2016.06.21 FSC 日本国内森林管理規格策定についてのオンラインセミナー

質疑応答

Q1. 新しい規格はいつから審査で使用されなければなりませんか？

A1. 新規格は 2017 年末には FSC 本部により承認され、完成する見込みです。FSC-PRO-60-006 V2-0 に従い、承認が発表されてから最長で 3 か月後に規格が発効します。発効日以降の審査は新規格を使うことが求められ、発効日から 1 年間の移行期間が終わるまでにはすべての認証取得者が新規格を使って評価を受けていることが求められます。旧規格を使用して認証された認証は、移行期間終了から 6 か月後（新規格発効から 18 か月後）には無効となります。

このルールは、FSC-PRO-01-001 V3-1(The Development and Revision of FSC® Normative Documents)で規定されているルールと同じです。

承認規格の発表から発効までの期間は通常 3 ヶ月ですが、正当な理由があれば延長されることもあり得ます。

Q2. 原則 5 で、長期的に伐採量が成長量を上回らないことが要求されているということですが、長期とはどのくらいの期間のことを言うのでしょうか？

A2. 関連する指標として、5.2.1 では、「予定された木材伐採量*は信頼のおける成長量のデータに基づいている。注：これは必ずしも常に伐採量が成長量を上回ってはいけないということではない。将来の収穫のための蓄積を確保し、長期にわたる木材収穫の持続可能性が示せることが重要。」指標案 5.2.2 では、「収穫予定量分析に基づき、木材の年間許容伐採量が決定されている。これは林分単位や経営単位で設定され長期的に木材の収穫が持続できる水準以下である。」との記載があります。つまり、指標案では明確に何年単位で成長量と伐採量を比較しなければならないという規定はありません。しかし、日本の多くの森林管理組織では計画は 5 年単位で作られ、認証期間も 5 年であることから、実際は 5 年が目安になるのではないかと思います。また、指標 5.2.3 では、5 年間の伐採実績がその期間分の可能伐採量の総計を超えていないことが要求されています。

Q3. 原則 10 が人工林から管理活動の実施になったことで変わった点を教えてください。

A3. まず第一に、従来の原則 10 は人工林だけに適用されるものでしたが、新規格の原則 10 は森林のタイプに関わらず、すべての森林に適用されます。新しく追加された要求事項としては、迅速に以前と同程度あるいはそれよりも自然に近い状態への更新 (10.1)、生態的にその地に適合し、管理目的に合致した育林施業の実施(10.5)、肥料使用の制限(10.6)、自然災害のリスク評価とリスク低減のための森林管理(10.9)などがあります。

新しく追加されたこれらの要求事項の中には、認証機関の国別暫定規格の中で既にカバーされていた項目も含まれているので、一部の認証取得者にとっては、新しく追加された要求事項であっても既に審査されている内容となります。

以前の規格と重複するものとしては、在来種の優先使用(10.2)、外来種の使用制限(10.3)、遺伝子組換え生物の禁止(10.4)、農薬の使用制限(10.7)、生物的防除の使用制限(10.8)、土壌や水への影響(10.10)、多面的機能への影響(10.11)、廃棄物の適切な処理(10.12)がありますが、これらは必ずしも旧規格の原則 10 にあったものではなく、他の原則から原則 10 に新たに振り分けられたものもあります。

Q4. 予定されている公聴会の内容は、このオンラインセミナーと同じものですか？

A4. 公聴会は前半、後半に分けられ、前半ではこのオンラインセミナーで行ったのと同様の説明を予定しています。その後、後半は参加者の皆様から自由に意見を言っていただく、あるいは焦点となる問題について討論を行う時間にしたいと考えています。